保育園・認定こども園で園児の新型コロナウイルス陽性が判明した場合の対応フロー図

※オミクロン株が感染の主流である期間中の取扱い

各保護者	陽性が判明した園児 （その保護者）	園	豊橋市 保育課
	・同居家族等の陽性判明により、濃厚接触者に特定 ・発熱などの風邪症状により、受診・検査実施	・保護者からの連絡により把握 ・必要に応じ、市保育課へ報告	
	<u>陽性判明</u> ・登園せず、保健所の指示する期間、自宅等で療養（原則、発症日を起点に10日間。無症状の場合は7日間）	・保護者へ状況聞取り ・市保育課へ報告 ・園内消毒等を実施 ・「換気」等、園内の感染防止対策を再確認 ・陽性者判明を各保護者へ周知 **<u>※園内の疫学調査（濃厚接触者調査）は、原則、行われない</u>**	・園から報告受理 ・必要に応じ、対応について園・保健所と相談 **※急激で大規模な集団感染の可能性がある場合は、臨時休園等を行う場合あり**
・園からお知らせ受信 **・お子さんに発熱等の症状が有る場合は登園を控え、かかりつけ医等を受診**		**<u>原則、通常通り開園継続</u>**	

連絡

連絡

報告

一斉メール等で、各保護者へお知らせ